

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3123298号
(U3123298)

(45) 発行日 平成18年7月20日(2006.7.20)

(24) 登録日 平成18年6月21日(2006.6.21)

(51) Int. Cl. F I
A 4 4 C 25/00 (2006.01) A 4 4 C 25/00 A
A 4 4 C 7/00 (2006.01) A 4 4 C 7/00 A

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2006-1494 (U2006-1494)
 (22) 出願日 平成18年3月3日(2006.3.3)

(73) 実用新案権者 305059550
 有限会社Myガード
 香川県高松市木太町1130番地1
 (73) 実用新案権者 306000131
 株式会社クリエイティブ・ワイズ
 広島県広島市中区幟町2番19号
 (72) 考案者 橋本 博子
 香川県高松市木太町1130番地1

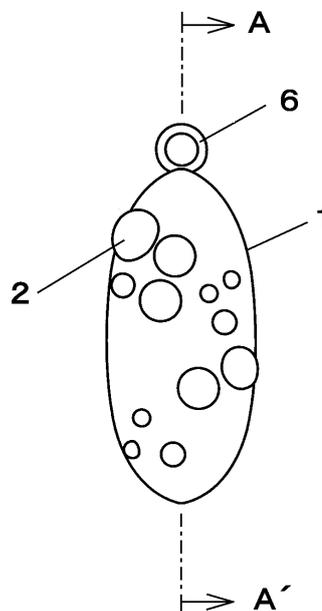
(54) 【考案の名称】 電磁波障害防護装身具

(57) 【要約】

【課題】電気または電子機器が発振する電磁波の人体に及ぼす障害から身を守ろうとする人が、電気または電子機器に囲まれた環境下においても安心して電磁波障害防護を可能にするための装身具を提供する。

【解決手段】電磁波障害の原因である脳波の乱れを正常化させるために、波と同じ周波数の微弱な電磁波を発振する物質をアルミニウム合金製本体部に内蔵させ、電磁波による多周波数混成電磁場による生物学的ストレス情報を相殺し、電磁波障害による脳波の乱れを正常化させる構造とした。またこの種用具は電磁波障害防護具を身に付けていることが判らないように前記アルミニウム合金製部材をラインストーン、ビーズ、マニキュア液、アクリル絵具等で装飾し、ペンダント、ヘアアクセサリ、ピアス、イヤリング等の装身具として用いるようにした。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

電磁波に共振して波を発振するアルカリ金属化合物の水溶液を内蔵したアルミニウム合金製部材の表面をラインストーンまたはビーズで装飾した電磁波障害防護装身具。

【請求項 2】

電磁波に共振して波を発振するアルカリ金属化合物の水溶液を内蔵したアルミニウム合金製部材の表面をラインストーン及びビーズで装飾した電磁波障害防護装身具。

【請求項 3】

アルミニウム合金製部材をマニキュア液またはアクリル絵具で色彩装飾した請求項 1 及び請求項 2 記載の電磁波障害防護装身具。

10

【請求項 4】

アルミニウム合金製部材をマニキュア液及びアクリル絵具で色彩装飾した請求項 1 及び請求項 2 記載の電磁波障害防護装身具。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、電磁波障害から人体を防護するための装身具に関する。

【背景技術】

20

【0002】

急激な IT 社会への移行で、職場、家庭、学校のいずれにおいてもパソコン、携帯電話、テレビ等の電気または電子機器に囲まれた環境が当たり前になり、否でも応でも、日常的に室内、室外を問わず人工の電磁波を浴びるのが現実となっている。

そして、これら電気または電子機器が発振する電磁波の人体に及ぼす影響には、目の充血やかゆみ、ドライアイ、頭痛、首や肩の凝り、不眠、気分の落ち込み、肌のアレルギー等といった様々な生理的、神経心理的な障害がある。

【0003】

従来、電磁波障害から人体を防護するための手段としては、電磁波を発振する機器に設置し機器が発する電磁波の影響を除害するもの（例えば、特許文献 1 参照。）、電磁波をシールドするもの（例えば、特許文献 2 参照。）、コンセントと電気又は電子機器の間に電磁波発振抑制装置を設置し、電磁波の発生を接地によって抑えるもの（例えば、特許文献 3 参照。）、等がある。しかしながら、人が着用することによって何処にいても電磁波障害から人体を防護するものはなかった。

30

【特許文献 1】特表平 8 - 500984 号公報

【特許文献 2】特開平 3 - 97278 号公報

【特許文献 3】実用新案登録第 3016977 号公報

【考案の開示】**【考案が解決しようとする課題】****【0004】**

40

通信技術の進歩や電気または電子機器の普及で人類はこれら機器が発振する電磁波による障害が大きな問題となっている。このような電磁波障害は電磁波ストレスとも VDT 症候群とも呼ばれ、21 世紀の公害として関心が高い。

【0005】

電磁波の中でも超低周波が最も危険と言われており、免疫システムにかかわるホルモンのメラトニンや免疫グロブリンなどの生成を低下させ、遺伝子を損傷し、ガンが発生しやすくなるなど健康を損なう恐れがあると最新の研究で指摘されている。超低周波は、コンクリートやほとんどの金属、木材、生体、プラスチック、ガラスを透過してしまうため、防護装置を機器に設置したとしても超低周波が原因となる生理的または神経心理的不調である電磁波障害を防護することが出来なかった。

50

【0006】

本考案は電気または電子機器が発振する電磁波の人体に及ぼす障害から身を守ろうとする人が、電気または電子機器に囲まれた環境下においても安心して電磁波障害防護を可能にするための装身具を提供する。

【課題を解決するための手段】

【0007】

電磁波障害は外部から受ける電磁波によって生ずる脳波の乱れが原因であると言われていいる。この脳波の乱れを正常化させるために8～12Hzの波と同じ周波数の微弱な電磁波を発振するアルカリ金属化合物の水溶液をアルミニウム合金製部材に内蔵させ、電磁波による多周波数混成電磁場における生物学的ストレス情報を相殺し、電磁波障害による脳波の乱れを正常化させる構造とした。

10

またこの種用具は電磁波障害防護具を身に付けていることが明白なものは訪問先で不快感を与える可能性もあり考慮すべきである。本考案では前記アルミニウム合金製部材をラインストーンやビーズで装飾し、ペンダント、ヘアアクセサリ、ピアス、イヤリング等の装身具として用いるようにした。

【考案の効果】

【0008】

本考案は、発振する波によって電磁波障害による脳波の乱れを正常化すること、すなわち電磁波障害防護を、本考案品を身近な装身具として着用することにより、他人に過剰に意識させたり、また不快感を与えることなく、さりげなく行なうことを可能にする。

20

【考案を実施するための最良の形態】

【0009】

本考案は、前記の問題解決を装身具として提供するものであり、以下実施するための最良の形態を図面により説明する。

【0010】

室内、室外を問わず人工の電磁波を浴びる環境が現実となった現代では、電磁波障害に対し自己防衛することで頭痛、肩こり、だるさ、慢性的な疲労、目の痛み、乾燥、吐き気作業能力や集中力の低下、記憶力減退等の症状を軽減させ、心身ともに健康な生活を送る必要がある。しかしながら、一見して電磁波障害を防護するための商品であることが明瞭であるものは訪問先等で必ずしも好感を持って迎えてくれることはなく、違和感や不快感を与えることになる可能性が大である。

30

【0011】

前記の観点から特殊な構造ではなく、一般のアクセサリとして不自然に見えないようなデザインを、高級感がありジュエリーに似た輝きを有するラインストーン2やビーズ3による装飾を加えることによって完成した。使用するラインストーン2はケイ石、石炭、ソーダ、酸化鉛等を高温で溶融混合した透明度の高いクリスタルガラス製のものが高級感を醸し出すのに有効である。ビーズ3は樹脂製を使用すれば好みの配色ができるので好都合である。また、アルミニウム合金製部材1はマニキュア液やアクリル絵具で色彩装飾するのも装身具として有効である。これらの装飾を施した電磁波障害防護装身具を着用することで、他人の目を気にすることなく、室内、室外を問わず常に電磁波障害の危険を回避することが可能となる。

40

【0012】

電磁波障害による脳波の乱れを正常化するための8～12Hzの波と同じ周波数の電磁波は、強過ぎると脳にストレスを与え逆効果となる。このことを考慮して本考案の装身具が発振する波と同じ周波数の電磁波は到達距離が30cm程度と微弱なものにした。従って、本考案の装身具は頭部に近いところで着用するヘアアクセサリ、ペンダント、ピアス、イヤリング等として利用するのが特に効果的である。

【0013】

電磁波障害は小児に対しても広がりつつある。電磁波が頭部を貫くコンピューターシミュレーションでは、子供は大人より頭蓋骨が薄いため大人より10歳の子供の方が、10

50

歳より5歳の子供の方が、より多く吸収され影響を受けやすい。子供達がパソコン、テレビ、テレビゲーム等の機器に向かう場合、ヘアアクセサリーやペンダントとして着用させることで子供を電磁波障害から防護することが可能となる。

【0014】

本考案の電磁波障害防護装身具を着用することによって免疫、ホルモン機能などの生物学的活動やストレスレベルのコントロールに関して主要な役割を担っている脳の電磁波障害による脳波の乱れが正常化される。脳波が正常な状態に戻ることで、人間や動物の組織全体のストレスが減少し、健康が維持されることになる

【実施例】

【0015】

本考案の詳細を実施例で説明する。本考案はこれら実施例によって何ら限定されるものではない。

【0016】

図1及び図3に本考案の電磁波障害防護装身具の実施例を示す。幅13mm、高さ6mm、奥行31mmのアルミニウム合金製本体部1をラインストーン2で装飾し、ペンダントトップとして実施した。アルミニウム合金製部材1の内部は図2に示すようにアルカリ金属化合物の水溶液4を内蔵する構造とした。アルミニウム合金製部材1はチェーン通し穴6を有する銀合金製の基板5に接着して装身具とした。これらのペンダントトップの重量は約2.1gと軽量であり、長時間の着用が可能である。そしてこれらペンダントトップを、パソコン操作を日常業務とし、目の充血や肩こりで悩んでいた20代の女性が着用したところ、約2週間でこれらの症状がなくなる結果を得た。

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】ラインストーンで装飾したペンダントトップの実施例を示す図である。

【図2】図1のA-A断面図である。

【図3】ビーズで装飾したペンダントトップの実施例を示す図である。

【符号の説明】

【0018】

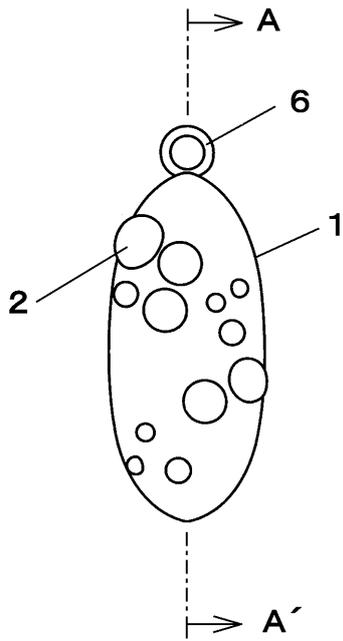
- 1 アルミニウム合金製部材
- 2 ラインストーン
- 3 ビーズ
- 4 アルカリ金属化合物の水溶液
- 5 基板
- 6 チェーン通し穴

10

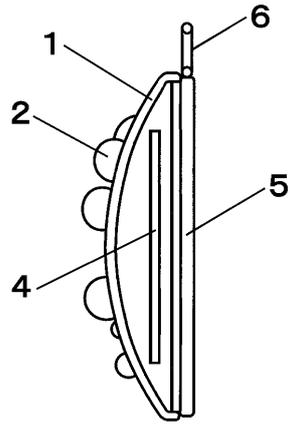
20

30

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

